

別記第6号

非常勤職員公務災害補償等  
休業補償請求書  
休業援護金申請書

賃金台帳の写し及び出役調書  
(出勤簿)の写しを添付すること。

療養補償請求と同様に月ごとに作成すること。

認定番号	〇〇-〇〇
請求回数	第〇回

福島県市町村総合事務組合管理者		請求(申請)年月日	令和〇年〇月〇日
請求(申請)者の住所		〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番地	
ふりがな		ふくしま はなこ	
氏名		福島花子	
所属部局名		〇〇部〇〇課〇〇係	
職名(業務内容)		臨時事務補助員	
負傷又は発病の年月日		令和〇年〇月〇日	
1 事に被災する職員	組合市町村名	〇〇市	
	氏名	福島花子	
	昭和〇〇年〇月〇日生(〇〇歳)		
2 請求日数等	令和〇年〇月〇日から	全部休業した日数	4日
	令和〇年〇月〇日まで	のうち	5日
	全部休業した日に支払われた給与その他の業務上の収入の総額	円	
	一部休業した日に支払われた給与その他の業務上の収入の総額	3,500	円
3 明村組合市証町	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。		この期間内に土・日祝日等の勤務を要しない日があるときは、それらの日も含むこと。
	令和〇年〇月〇日	組合市町村長 氏名 〇〇市長 〇〇〇〇	
休業補償	全部休業した日についての計算	(補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与等) 7,000円×60/100 - 円 = 4,200円	(請求日数) 4日 円× 4日 = 16,800円(A)
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) (一部休業した日に支払われた給与等) 7,000円 - 3,500円 = 3,500円(ア) (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 3,500円×60/100 = 2,100円	(請求日数) 1日 円× 1日 = 2,100円(B)
	離職後の場合	(補償基礎額) (通院に要した時間) 円×60/100× 時間/7.75時間 = 円	(請求日数) 円× 日 = 円(C)
請求金額	(A) + (B) + (C)		18,900円
休業援護金	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (補償基礎額) 7,000円×20/100 - 円 = 1,400円	(請求日数) 4日 円× 4日 = 5,600円(D)
	一部休業した日についての計算	② 休業補償を受けない場合 (全部休業した日に支払われた給与等) 7,000円 - 3,500円 = 3,500円(ウ) (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 3,500円×20/100 = 700円	(請求日数) 1日 円× 1日 = 700円(F)

離職後の場合	(補償基礎額) (通院に要した時間) 円×20/100× 時間/7.75時間 = 円	(請求日数) 円× 日 = 円(G)
申請額	(D) + (E) + (F) + (G)	6,300円
6 厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	
※7 傷病名	頸椎捻挫、左手及び右膝挫傷	
医師の証明	請求日数のうち療養のため勤務その他の業務に従事することができなかったと認められる日数 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで のうち 5日	現在の状態 療養補償請求書の内容と同じ。 令和〇年〇月〇日 ■治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
	上記のとおりであることを証明します。	入院中の場合は、療養補償請求書の内容で確認できるので、証明は不要。
	令和〇年〇月〇日	所在地 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 医療機関の名称 〇〇病院 医師の氏名 齧城次郎

一致

※受理	年 月 日	※	休業補償	条例第10条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※通知	年 月 日	決定金額	休業援護金	円
※支払	年 月 日		合計	円

【注意事項】

- 請求(申請)者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「2 請求日数等」の欄には、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)第8条ただし書及び同条例施行規則第7条の2に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「一部休業した日についての計算」の項の「(補償基礎額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、補償基礎額が条例第5条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「管理者が定める額(イ)」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、条例第5条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ \_\_\_\_\_ の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。  
なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- ※7 医師の証明の欄には、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。